

議案第20号「座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議

既に令和6年度座間市国民健康保険事業特別会計予算に反映されているが、神奈川県では、県内市町村の保険料（税）水準の統一に向け、令和18年度を完全一致の目標年度とし、令和9年度に医療費水準を納付金へ反映させない納付金ベースの統一を目指している。

本市においては、県の方針に基づき、段階的に標準保険料率に近づけていくため、令和4年度の座間市国民健康保険税率及び税額の改定において、令和6年度は神奈川県の示す標準保険料率と同額にすることとした。しかし、県において激変緩和措置や財政支援措置が講じられること及び被保険者への影響に鑑み、令和6年度保険税率及び税額を県の示す標準保険料率との乖離率や乖離額の差が2分の1となるよう改定するとしているものの、被保険者の経済的負担は大きく、このままでは持続可能な国民健康保険制度の維持は危ぶまれる。

よって、市として、国の責任においてさらなる財政支援措置を講ずるよう求めること。

以上、決議する。

令和6年3月25日

座 間 市 議 会